



平成18年4月25日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取 引 所 東証一部・大証一部（6594）
NYSE（NJ）
問合せ先 総務部長 松浦 博幸
T E L （075）935-6100

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会決議により、平成18年6月22日に開催予定の第33期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元未満株主の権利制限

会社法第189条第2項により、定款に定めれば単元未満株主の権利を自益権のみに限定できるようになったため、第11条を新設するものであります。

(2) 参考書類等のインターネット開示

会社法施行規則および会社計算規則を受けて、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、第16条を新設するものであります。

(3) 取締役会の書面決議

会社法第370条を受けて、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、第24条第2項を新設するものであります。

(4) 社外監査役の責任限定契約

会社法第427条により、社外監査役との間においても責任限定契約が締結できるようになり、あわせて社外監査役の要件が厳格になったことを受けて、社外の優れた人材に対し、社外監査役の重責を求めるために、第6章および第31条を新設するものであります。

(5) 剰余金配当の決定機関

会社法第459条を受けて、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、第33条を新設するものであります。

(6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4 億 8, 0 0 0 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1 0 0 株とする。 2 当社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券は発行しない。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続き、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続き、その他株式に関する取扱等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億 8, 0 0 0 万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元株式数</u>は、1 0 0 株とする。 2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録手続き、その他株式に関する取扱等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>

<p>(基準日) <u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: right;">〈削除〉</p> <p style="text-align: right;">〈削除〉</p> <p>(単元未満株主の権利) <u>第11条</u> 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項により定款をもってしても制限することができない権利</u> (2) <u>株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日) <u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集の時期および議決権) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p><u>第12条</u> 　　〈条文の記載省略〉</p>	<p>(招集の時期) <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p><u>第14条</u> 　　〈現行どおり〉</p>
<p>(決議の方法) <u>第13条</u> 　　〈条文の記載省略〉</p> <p>2 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>(決議の方法) <u>第15条</u> 　　〈現行どおり〉</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) <u>第14条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) <u>第16条</u> 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第17条</u> 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第15条～第16条 <条文の記載省略></p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <条文の記載省略></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。</u> 2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第19条～第20条 <条文の記載省略></p> <p>(取締役会の決議) 第21条 <条文の記載省略> 2 <新設></p> <p>(取締役の報酬) 第22条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第23条 <条文の記載省略></p> <p>(監査役の選任の方法) 第24条 <u>監査役は、株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <条文の記載省略></p> <p>(常勤の監査役) 第26条 <u>当社は、監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第27条～第28条 <条文の記載省略></p> <p>(監査役の報酬) 第29条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第19条 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <現行どおり></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議) 第24条 <現行どおり> 2 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p><削除></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(監査役の選任の方法) 第26条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <現行どおり></p> <p>(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第29条～第30条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
--	---

<p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(利益配当金および中間配当金)</p> <p>第 31 条 <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)を支払うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</u></p> <p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第33条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 社外監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外監査役については800万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 32 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当決定機関)</p> <p>第33条 <u>当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 <u>剰余金の配当として期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 35 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。なお利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p>
--	--